

第 2 回審査会議(令和 3 年 5 月 14 日開催)の指摘事項に対する申請者の回答並びにその補足説明等

No.	委員からの指摘事項	審査会議時の申請者の回答	補足説明等
1	<p>・地下水の採水方法を教えて欲しい。投げ込み式の検出器を用いたのか、地下水を汲み上げて調査したのか。</p>	<p>・その深度の地下水を汲み上げて、試験を行った。</p>	<p>【 第 2 回審査会議での提出資料の訂正 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水水質調査を実施した地盤標高を修正した。 ・第 2 回審査会議資料の訂正箇所については【添付資料 1】に示す。 ・第 2 回審査会議に提出した資料は、観測井戸の地盤標高として、令和元年 5 月実施のボーリング調査 No. 1、No. 2 の標高を誤って採用していた。このため、観測井戸の地盤標高の値を訂正した。併せて、関連する TP 表示の水位も訂正した。なお、水位の訂正による地下水質調査結果への影響はない。
2	<p>・セメントにて改良した埋め戻し材の使用に関して、今後、地下水調査結果と土壌試験結果を確認した上で実施することであるが、具体的にはどのようにするのかを教えてほしい。</p>	<p>・土壌試験は、施設建設予定地の中央でシルト層(浚渫土層)から土壌試料を採取し、「再生石膏粉の有効利用ガイドライン」記載の「バイアル瓶を用いた硫化水素発生ポテンシャル試験」のとおり土壌試料に対して 2 倍の水を入れ、窒素ガスで満たし 40℃とした容器中で 1 週間、硫化水素が最も出やすい状態とし、気層の硫化水素ガスを測定する方法を実施する。本試験により、今後の硫化水素ガス発生の可能性を評価できると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌および地下水水質調査を実施した結果、いずれも硫化水素発生リスクが高いと判断される結果は得られなかった。【添付資料 2】参照。 ・このため、コンクリート躯体は、腐食に強い中庸熱コンクリート使用以外は、特段の腐食防止対策は実施しない計画とするが、供用期間が長期に渡ることから、指摘事項 NO. 3 の補足説明のとおり継続的に点検等を行うこととする。

3	<p>・今後、建屋自体の点検を行うこととしているが、コンクリート槽が埋まっているところの点検も定期的に行えるようにできれば安心かと考えるが、どのように考えているか。</p>	<p>・具体的には、RC 構造物の側面に、上部に蓋をした直径 50 cm の検査孔（管）を設置しておき、1 回／年、検査孔内にカメラを入れ、壁面の腐食状況をチェックする管理方法を考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回審査会議で回答の通り、躯体コンクリート壁面に検査孔を設置し、1 回/年カメラを入れて確認を実施する。検査孔で躯体コンクリート壁面の腐食傾向が確認された場合には、検査孔周辺及び検査孔以外の一般部土壌を掘削し、壁面状態を確認する。【添付資料 3】参照。 ・壁面状態の確認検査で躯体コンクリート壁面の腐食傾向が確認された場合には、全周の掘削調査を行い対策の要否を判断する。 ・1 回／年と高い頻度で検査を実施するため、軽度な腐食傾向がみられた段階で対策が可能である。対策は壁面の防食塗装等を想定しているが、実際の状況に応じた適切な対応を実施する。
---	--	---	--